

久喜市新規創業事業者応援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経営の安定が難しい新規創業事業者に対し、事業の継続を支えるために行う久喜市新規創業事業者応援給付金給付事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「事業者」とは、平成30年4月1日から令和2年4月30日の間に開業した法人又は個人とする。

(給付対象者)

第3条 市から久喜市新規創業事業者応援給付金（以下「給付金」という。）の給付を受けることができる事業者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成29年久喜市条例第10号）第2条第2号に規定する中小企業又は同条第3号に規定する小規模企業であること。

(2) 給付金の給付後においても、事業を継続する意思を有すること。

(3) 申請時点において、市税に滞納のないこと。

(4) 令和2年2月以後の任意の1か月の売上が令和2年1月以前の任意の1か月の売上と比較して減少している事業者であること又は令和2年2月以後に開業した事業者であること。

(5) 久喜市緊急中小企業・小規模事業者事業継続給付金給付事業実施要綱（令和2年久喜市告示第318号）の規定により給付される久喜市緊急中小企業・小規模事業者事業継続給付金を受けていないこと。

(欠格事項)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者に対しては、給付金を給付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（性風俗関連特殊営業のうち店舗型性風俗特殊営業に係るものに限る。）を行う事業者
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 久喜市暴力団排除条例（平成25年久喜市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業者（給付額等）

第5条 市が給付対象者に対して給付する給付金の金額は、1人当たり20万円とする。

- 2 給付金の給付は、給付対象者1人につき1回限りとする。
(申請及び請求)

第6条 給付金の給付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、新規創業事業者応援給付金給付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める申請期限までに、市長に提出するものとする。

- (1) 登記事項全部証明書、履歴事項全部証明書、開業届その他の市内において第2条に規定する期間に開業したことがわかる書類で市長が認めたものの写し
- (2) 売上表（様式第2号）
- (3) 令和2年2月以後の任意の1か月の売上が令和2年1月以前の任意の1か月の売上と比較して減少している事業者にあつては、売上減少月と比較する月の売上高がわかる書類

(4) 令和2年2月以後に開業した事業者にあつては、令和2年2月以後の売上高がわかる書類

(5) 振込先が確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(給付金の給付等)

第7条 市長は、申請者から申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付の決定をした場合においては、当該申請者に給付金を給付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付をしないことを決定した場合においては、新規創業事業者応援給付金不給付通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(給付の決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたときは、給付の決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第9条 市長は、給付金の決定を取り消した場合において、当該給付金が給付されているときは、給付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(調査等)

第10条 市長は、給付金の給付を適正に行うため必要があるときは、申請者に報告させ、又は職員に關係帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、新規創業事業者応援給付金給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。